

損害賠償請求事件に係る最高裁判所の決定について

令和5年6月15日
健康・安全教育課・企画管理室

平成31年4月に、県立郡山高等学校の元生徒（当時18歳）が、3年次の平成30年4月25日体育の授業で前屈運動を行っていた際、体育教諭の補助行為により重度の腰椎椎間板ヘルニアを発症したとして、学校設置者である県に対し、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求をした事件の（元生徒が行った）上告受理の申立てについて、令和5年5月10日に最高裁判所において、上告審として受理しないことが決定され、控訴審判決が確定した。（本訴訟は終結）

【最高裁判所決定主文及び理由】（令和5年5月10日最高裁判所第三小法廷決定）

1. 主文

- (1) 本件を上告審として受理しない。
- (2) 申立費用は申立人の負担とする。

2. 理由

本件申立の理由によれば、本件は、民訴法第318条第1項により受理すべきものとは認められない。

〈参考〉

○民事訴訟法第318条第1項

上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

○第1審及び控訴審判決要旨

- ・ 本件補助行為は不適切なものではなく、通常の補助行為により腰椎椎間板ヘルニアの発症は予見できないため、体育教諭に過失はない。
- ・ 学習指導要領に基づく指導資料に長座体前屈の記載があることから、体育教諭が後方から背中を押す本件補助行為をしたこと自体が不適切であるとはいえない。
- ・ 本人・家族からの申告や具体的な疾病等の存在を疑わせるような事情が認められないにもかかわらず、授業に先立ち、教師が各生徒に支障がないかどうかをいちいち聴取し、指導する義務があるとまではいうことができないため、通常の生徒に対して行うのと同様の指導を行ったからといって、安全配慮義務に違反したということとはできない。